

政府・与党は故郷や応援したい地方自治体にお金を寄附すると、所得税、個人住民税が控除（減税）される「ふるさと納税制度」（税制情報 04 で既報）の手続きについて、2015 年度にも大幅に簡素化することを決めた。

サラリーマンなど給与所得者には、なじみが薄い確定申告をしなくても、所得税控除が受けられるようにして、本制度の利用者を増すのが狙いだ。

自民・公明両党が 12 月 30 日にまとめる 2015 年度税制大綱に、「ワンストップ特例制度」を設ける方針を盛り込む。

ふるさと納税は、現住所とちがう自治体にお金を寄附すると、それに近い金額が、所得税と自分の住む自治体に支払う個人住民税から控除される仕組みだ。

現在は、寄附した人が税務署で確定申告を行い、控除の手続きをする。特例制度では、確定申告の代わりに、簡単な申請で控除手続きを自治体に依頼する。それを受けて、自治体同士で必要な情報のやり取りを行うため、申告後の手続きは不要になる。

ふるさと納税は、2,000 円を超える寄附金が控除される仕組みで、控除額は個人住民税の約 1 割が上限になっている。また、寄附を受けた自治体はお礼として寄附金額により地方色豊かな特産品などをプレゼントをしている。これが人気を呼び、ここ数年寄附者が急増し、人気の出ている自治体は恵比須顔？である。因みに、金額ランクでは、

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| ① 長崎・平戸市—10.24 億円  | ② 佐賀・玄海市—8.74 億円      |
| ③ 北海道・上士幌町—8.28 億円 | ④ 宮崎・綾町—7.10 億円       |
| ⑤ 島根・浜田市—5.4 億円    | ※（2014/12/23 西日本新聞から） |

ふるさと納税制度を利用してくれた人に地方自治体が「お礼」として高額な特産品などを贈る事例が増えているため、政府・与党が歯止め策を作ることになった。

利用者を増やすために「贈り物合戦」の過熱防止を総務省が自治体に通知する。本通知に拘束力はないが、著しく基準から外れているものには、同省が是正を促す。

12 月 30 日にまとめる 2015 年度税制大綱に控除の上限額を 2 場ウに引き上げることや、「お礼」の金額表示や高額商品の自粛、広く流通しているプリペイドカード（買い物券、旅行券等）など換金性の高い金券を自粛対象にすることなども盛り込むことになる。

政府内では「競争の過熱が自治体の財政を圧迫し、本来の趣旨から外れる」との声が強まっていた。